

新版「公選法」

ここがポイント

選挙の実務担当者が
本当に知りたいQ&A

上

まえがき

この冊子は、公職選挙法等に関する実践的質疑応答集として、2012年と2013年に当連合会が発行した「“公選法”ここがポイント!」第1巻、第2巻に、その後の法改正等を反映するとともに、当連合会発行会報誌「月刊選挙」連載中の「“公選法”ここがポイント!」で取り上げた質疑応答事例を書き加え、新版として編集したものです。

選挙の管理執行に携わる選挙管理委員会職員をはじめ、選挙にかかわるすべての皆様の実務に十分役立つものと確信します。

近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における選挙の管理執行など、選挙を取り巻く状況の変化に対して如何に速やかに対応するかが求められています。また、2020年国勢調査結果に基づき、初めでのアダムズ方式による衆議院小選挙区の区割り改定が予定されております。これからも様々な実践的課題に対する対応事例が数多く発生するものと思われませんが、それらにつきましても今後の改訂時に取り入れてまいります。

当連合会会報誌「月刊選挙」連載の「“公選法”ここがポイント!」ともどもご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年8月

都道府県選挙管理委員会連合会

目 次

1. 選挙管理委員会委員

- 1 選挙管理委員会委員の選挙後初めて行われる委員会の招集は誰が行うか 16
- 2 選挙管理委員会委員の補欠に関する次の記述のうち、正しいものはどれか 17
- 3 選挙管理委員会委員の兼職、兼業はどうか 18

2. 選挙権・被選挙権

- 1 労役場に留置されている者は選挙権を有するか 20
- 2 一部執行猶予期間中の者は選挙権を有するか 21
- 3 被選挙権要件と、その判断時期はいつか 21
- 4 地方議会議員選挙における被選挙権の住所要件について、次のうち正しく述べられているものはどれか 23

3. 選挙人名簿

- 1 定時登録を行う日が閉庁日である場合、当該登録日の繰り延べは可能か 25
- 2 選挙が9月2日告示の場合、定時登録及び選挙時登録はどうすべきか 25
- 3 転出した船員からの選挙人名簿登録証明書の交付申請はどうすべきか 27
- 4 船員が選挙人名簿登録証明書を紛失した場合、どう対応すべきか 27
- 5 選挙人名簿登録に関する住所期間計算の起算点はどの時点からになるか 28
- 6 住所認定に疑いがある場合、どのように対処すべきか 28
- 7 定時登録基準日の転出者の取扱いはどうすればよいか 29
- 8 死亡者の取扱いはどうすべきか 29

9	休日のため翌日に転入届を届け出た者の取扱いはどうすべきか	30
10	うるう年の場合の登録・抹消にかかる期間計算はどのようにするか	31
11	基準日における転出、18歳になる者の登録はどのように処理すべきか	32
12	選挙人名簿登録の脱漏者を補正登録できるか	33
13	無罪確定者を補正登録すべきか	33
14	住民基本台帳から職権消除された者の処理はどのようにすればよいか	34
15	職権消除された者が引き続き市内に居住していた場合の処理はどのようにすべきか	35
16	転出届により抹消された者が転出していなかった場合はどのように処理すべきか	35
17	選挙人名簿に選挙時登録される年齢要件の基準日はいつか	36
18	抹消日と登録資格発生日が重なった場合は投票をどう処理すべきか	38
19	満18歳となり初めて選挙時登録される者が登録日直前に市内転居した場合は、どう処理すべきか	38
20	1か月以内に同じ市内の異なる住所に再転入した場合、選挙人名簿登録はどうするか	39
21	選挙人名簿に関する異議の申出にどう対処すべきか	40
22	縦覧制度が廃止されたが、選挙人名簿登録に関する異議の申出制度は存続するか	41
23	選挙人名簿登録者の性別変更にはどう対応すべきか	43
24	失権者情報の通知があった場合、選挙管理委員会はどう対処すべきか	44
25	失権後不現住となった者に係る失権者情報はどのように通知されるか	45

4. 投票

1	投票管理者と職務代理者がともに欠けた場合、どう対処すべきか	47
2	投票管理者の選任替えはできるか	48
3	投票立会人が選挙期日前に欠けた場合はどのようにすべきか	48
4	投票立会人の承諾書は必要か	49
5	投票区域外に投票所の設置は可能か	49

6	選挙当日、投票所の敷地内に掲示してある政治活動用ポスターの 取扱いはどのようにすべきか	50
7	駅やショッピングセンターの中に共通投票所を設けても問題ないか	51
8	共通投票所の投票時間はどのように設定するか	51
9	投票所入場券を区域外に転送しないようにするにはどうすればよ いか	52
10	投票箱の空の確認を忘れたときはどのようにすべきか	52
11	期日前投票した者が選挙当日に最高裁判所裁判官国民審査の投 票のみをしに来た場合はどのように対応すべきか	53
12	選挙人が投票用紙を持参した場合の対応はどのようにすべきか	53
13	自由刑等執行終了通知書等を持参しない選挙人にはどのように対 応すればよいか	54
14	架空転入の疑いがある者が投票に来た場合、どう対処すべきか	55
15	選挙人名簿の誤記と認められる者の投票はどのように対応すべきか	56
16	選挙人に対して誤った投票用紙を交付してしまったときは、どのよう に対応すべきか	56
17	点字投票用紙に自書してしまった場合はどのように対応すべきか	57
18	代理投票時に選挙人が通称名を伝えてきた場合、どのように記載 すべきか	57
19	投票済みのため投票を拒否したところ不服の申立てがあった場合 はどのように対応すればよいか	58
20	仮投票の開票結果は教えてもよいか	59
21	二重登録該当者は新・前住所地のどちらで投票すればよいか	59
22	同一県内の新しい住所地でも選挙人名簿登録された二重登録該 当者は、旧住所地のみで行われる補欠選挙への投票ができるか	60
23	二重登録者の投票、分割区における投票はどうなるか	61
24	記載台に放置された未投函の投票用紙の取扱いはどのようにすべ きか	62
25	選挙人が投票所に選挙運動用ビラ等を持ち込んだ場合どのように 対応すればよいか	63
26	投票事務従事者が選挙事務用腕章のほかに、他の腕章を着用した 場合の対応はどのようにすべきか	64
27	転出表示者が投票に来た場合、どう対処すべきか	64
28	登録の移替え停止期間中の選挙人が新住所地の投票所に来た場 合、どう対処すべきか	65

29	県内転出表示がある者が投票に来た場合、どう対処すべきか	65
30	転出届出者が転出を延期した場合、どう対処すべきか	66
31	投票終了間際に来た投票区以外の選挙人の投票は可能か	67
32	投票所の閉鎖後に来た選挙人にはどのように対処すべきか	67
33	繰上投票の投票日をさらに変更する場合はどうすべきか	68
34	完全な交通途絶に至っていないくても、繰延投票とすることができるか	69
35	選挙期間中に大型台風襲来	69
36	繰延投票の告示後、その翌日から繰延投票日の前日まで選挙運動が可能か	71
37	繰延投票日までに選挙権を失った者の不在者投票はどうすべきか	71
38	再投票が決定するよりも前に投票を済ませた者は、もう一度投票できるか	72
39	投票所に同伴する子供は血縁関係のある子供に限られるか	72
40	投票所への子供の入場を投票管理者が断ることができるのは、どのような場合か	73
41	いわゆる「選挙割」は公職選挙法上、問題ないか	74

5. 期日前投票・不在者投票

1	選挙人に送付する宣誓書にあらかじめ選挙人の氏名と住所を印刷してもよいか	75
2	期日前投票所の開所時間を3時間、閉所時間を5時間、それぞれ繰り上げてよいか	75
3	オンラインシステムにより名簿対照を行い、二重投票を防止することは可能か	76
4	期日前投票の時点で18歳未満の者に投票させてもよいか	77
5	期日前投票後選挙権を有しなくなった者を選挙当日有権者数に含めてよいか	78
6	次の場合、選挙人名簿と投票はどう扱うべきか	79
7	指定病院等不在者投票管理者の職務代理人として事務方に委任できるか	80
8	海上自衛隊員は指定港選挙管理委員会で不在者投票ができるか	81
9	FAXや電子メールによる不在者投票の投票用紙等の請求は可能か	82
10	はがきによる不在者投票の投票用紙等の請求にはどう対処すべきか	83

11	不在者投票時に事由の変更は可能か	83
12	1枚の不在者投票宣誓書兼請求書で2人分の投票用紙等の請求があった場合はどのように対応すべきか	84
13	選挙時登録予定者からの不在者投票の請求はどのように対応すればよいか	85
14	不在者投票における投票用紙等の交付誤りは、やり直しさせるべきか	85
15	不在者投票のやり直しの申出にはどのように対応すればよいか	86
16	選挙人が不在者投票用外封筒を誤って破棄した場合はどうすべきか	86
17	滞在地投票で選挙人が記載済の投票用紙を不在者投票用封筒に入れ、封をした状態で持参した場合の取扱いはどうすればよいか	87
18	不在者投票者が明らかに選挙人でない場合、投票を拒否できるか	88
19	投票日当日、他県の滞在地投票を受け付けることができるか	89
20	無投票となった選挙の期間中、滞在地投票を受け付けるべきか	90
21	選挙管理委員会から投票管理者への不在者投票の送致の要否はどうか	92
22	不在者投票で1つの内封筒に2枚の投票用紙が入っていた場合はどのように処理すべきか	93
23	不在者投票で内封筒のない投票等の取扱いはどのようにすればよいか	93
24	署名以外の記載がない不在者投票は受理できるか	94
25	投票用紙の入った不在者投票の封筒を投票箱に入れてしまった場合、有効票として取扱ってよいか	94
26	郵便等投票証明書の記載事項に変更が生じた場合、どう対処すべきか	95
27	郵便等投票証明書を紛失したとの連絡を受けた場合はどのように対応すべきか	95
28	期限後に郵便等投票による投票用紙の交付請求があった場合はどのように対処すべきか	96
29	郵便等投票を請求し投票用紙等の交付を受けた者が投票所に来たときの対応はどうすればよいか	97
30	郵便等投票についてどのように対応すればよいか	97
31	新型コロナウイルス感染症の感染拡大は期日前投票事由か	98
32	選挙管理委員会委員長管理の不在者投票記載場所・時間の告示はどのようにすべきか	100

6. 立候補・公職の候補者

- 1 次のうち、国会議員と兼職できない職はあるか……………102
- 2 市から事業委託を受けている施設の理事長は立候補できるか……………103
- 3 統一地方選挙で重複立候補はできるか……………104
- 4 監査委員は現職のまま立候補できるか……………105
- 5 選挙管理委員会委員の補充員は立候補できるか……………106
- 6 市長が固定資産評価員となることは可能か……………107
- 7 保護司の現職のままの立候補は処分を受けることになるか……………107
- 8 スポーツ推進委員は現職のまま立候補できるか……………108
- 9 候補者届出書に公務員と記載された場合の対応は……………109
- 10 学校医、農協役員は立候補できるか……………109
- 11 収賄罪確定者はいつから市長選挙に立候補できるか……………110
- 12 立候補届出に供託証明書の写しを持参した場合の対処方法は……………111
- 13 候補者届出書に戸籍と異なる性別の記載は拒否できるか……………111
- 14 候補者届出書類の事前審査についてどのように対応すべきか……………112
- 15 立候補届出においてどのように対応すべきか……………113
- 16 立候補届出時に所属党派証明書を提出しなかった場合はどのように対応すべきか……………114
- 17 候補者届出書に政治団体の届出がない名称が記載されているが問題ないか……………114
- 18 立候補届出の所属党派から除名した旨の連絡があった場合の措置は……………115
- 19 選挙当日、候補者の党派変更は可能か……………116
- 20 通称による立候補届出は可能か……………116
- 21 告示日当日に通称認定申請を撤回できるか……………117
- 22 立候補告示のふりがなを変更する措置は妥当か……………117
- 23 候補者届出書記載中に締切時間が経過した場合、受理できるか……………118
- 24 現金での供託を国債証書で供託し直せるか……………119
- 25 次の供託の取扱いは……………119
- 26 立候補届出にかかる告示・報告・通知はどうするか……………120
- 27 市長選挙で候補者が死亡した場合の対応は……………121
- 28 市議会議員選挙で候補者が欠けたときはどう対応すべきか……………122

29	市議会議員選挙の候補者に被選挙権がなかった場合の措置は何か	123
30	比例代表名簿に登載されたまま県知事選挙へ立候補できるか	124
31	自治会長が町議会議員選挙に立候補した場合に注意すべきことは何か	125
32	同姓同名の候補者はどう対応すべきか	127

7. 選挙運動

1	特定の政策を掲げている候補者に対する反対運動は事前運動か	129
2	後援会の会報紙に個人演説会の告知はできるか	129
3	電話による選挙運動は可能か	130
4	「オートコール」による選挙運動は可能か	130
5	選挙事務所を当該選挙区外に設置してもよいか	132
6	衆議院議員選挙の候補者届出政党と名簿届出政党等は、選挙事務所をどこに何か所設置できるか	132
7	選挙事務所の設置規制である 300m 以外とはどこからを指すか	133
8	大型自動車を選挙事務所として使用できるか	133
9	選挙事務所とは別に部屋を借り上げて、スマートフォンで候補者に関する情報発信等を行ってもよいか	134
10	設置したその日に、選挙事務所を移動してもよいか	135
11	投票日に制限区域内に設置してある選挙事務所は移動できるか	135
12	選挙事務所異動届の事前提出はどう処理すればよいか	136
13	無投票確定後に選挙事務所を数日間、開いたままにしておいてもよいか	136
14	選挙運動事務員として 18 歳未満の者を使用できるか	137
15	選挙運動で 18 歳未満の者ができることはどのようなものがあるか	138
16	選挙運動に関し、飲料は贈ることができるか	139
17	選挙運動に関し、食券の提供は可能か	140
18	候補者のあいさつは可能か	141
19	午後 8 時以降の幕間演説における連呼行為	141
20	選挙運動用自動車上以外の場所から選挙運動のための連呼ができるか	142

21	町村の選挙以外の選挙において小型貨物自動車を使用できるか	143
22	町村の選挙以外の選挙において、次の自動車は選挙運動用自動車として使用できるか。それぞれ2輪駆動車と4輪駆動車ではどうか	146
23	町村の選挙において、次の軽自動車は選挙運動用自動車として使用できるか	147
24	電気自動車を選挙運動用自動車に使用できるか	148
25	選挙運動に飛行機を使用することは可能か	149
26	選挙運動用自動車の看板の内側に光源を設置し、行燈のようにして使ってもよいか	150
27	選挙運動用自動車の車体をシートでラッピングしてもよいか	150
28	候補者でもある応援弁士を選挙運動用自動車に同乗させて移動できるか	151
29	選挙運動用表示物の紛失はどう対処すべきか	152
30	選挙運動用自動車の運転手もシートベルトの着用義務があるか	153
31	選挙運動用はがきのあて名の書き方	154
32	市議会議員候補者の選挙運動に市長候補者の氏名を使用することはできるか	155
33	タウンメールを選挙運動用通常はがきとして使えるか	155
34	二つ折りに圧着加工した通常はがきを使用してもよいか	156
35	二つ折りに圧着加工した選挙運動用ビラを使用してもよいか	157
36	同一種類と認められないビラはどれか	158
37	ビラを両面印刷して、片面ずつの共同使用はできるか	159
38	選挙運動用ビラやポスターに他の候補者の実名を挙げて政策を比較することは問題ないか	160
39	午前7時に駅頭で選挙運動用ビラの頒布は可能か	161
40	集合住宅の前で街頭演説を行い、その住宅全戸の郵便受けにビラを投函できるか	162
41	候補者届出政党が使用できる選挙運動用通常はがきは何枚か	163
42	候補者届出政党が頒布できる選挙運動用ビラは何枚か	164
43	候補者届出政党が掲示できる選挙運動用ポスターは何枚か	165
44	マニフェストの配布方法で可能なものはどれか	166
45	候補者の街頭演説の模様を、動画投稿サイトにアップできるか	168
46	選挙運動期間中、候補者のFacebookの投稿に対し、「いいね!」をしてもよいか	169

47	SNS 広告を使用した選挙運動は可能か	169
48	市議会議員選挙で政党が選挙運動用メールを送信したり、有料バナー広告を出したりすることができるか	170
49	選挙運動用メールを法人・団体宛に送信できるか	171
50	候補者からの選挙運動用電子メールを他者に転送してもよいか	172
51	次のものは選挙運動用ポスターとして使用できるか	173
52	立候補届出は無所属として届け出ている候補者が、〇〇政党の党員である場合、次の①及び②に政党名を使用することは可能か	173
53	選挙運動用ポスターに他の選挙の候補者を推薦人として掲載の可否	174
54	他の選挙の候補者を推薦人として記載してあるポスターの掲示はできるか	176
55	選挙運動用ポスター等への貼紙は可能か	177
56	選挙期日当日における選挙運動用ポスターの補修は可能か	178
57	選挙運動用ポスターを国外で掲出できるか	179
58	ポスター掲示場の掲示面数の不足をきたした場合どのように対応したらよいか	180
59	候補者がポスター掲示場の指定区画を間違えた掲示はどのように対処すべきか	181
60	告示後の候補者の死亡はどう対処すべきか	182
61	街頭演説で着ぐるみを着用させることはできるか	183
62	街頭演説用標旗の裏面に候補者の氏名を大きく記載することはできるか	183
63	選挙運動にのぼり旗を取り付けた自転車を使用することはできるか	184
64	スローガンやシンボルマークを記載したジャンパーの着用はできるか	185
65	神社の絵馬に当選祈願の記載をすることは可能か	186
66	選挙の当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車について、次の場合、どのように対応すべきか	187
67	政党支部事務所を選挙事務所にした場合の看板の取扱いはどうなるか	188
68	政見放送収録後に所属政党公認を取り消された場合、どう対処すべきか	188
69	録画した政見放送の上映会は可能か	189

70	FM ラジオ局から政見放送への参入希望があった場合、どう対処すべきか	190
71	公民館の類似施設を使用できるか	190
72	公営施設で部屋により「有料」と「無料」がある場合どのような扱いになるか	191
73	管理人不在による公営施設使用の拒否はできるか	192
74	第三者が主催する複数の候補者の個人演説会の開催の可否	192
75	個人演説会で次のものは可能か	193
76	個人演説会に関し、次の場合はどのように判断するか	194
77	市議会議員選挙の候補者から、個人演説会に関し次の質問があったが、どのように回答すべきか	196
78	公営施設使用の個人演説会では冷房費も無料にできるか	197
79	個人演説会等を街頭で開催できるか	198
80	選挙運動期間中、候補者が個人演説会の様子を会場外に中継することができるか	199
81	インターネットで演説会の様子を動画配信できるか	199
82	県議会議員の補欠選挙の候補者と市長選挙の候補者が、共同で個人演説会を開催できるか	200
83	市の施設に候補者が立ち寄った場合、問題があるか	201
84	選挙期日当日の特例看板の掲示は可能か	202
85	衆議院議員、参議院選挙区選出議員及び知事の選挙においては、いわゆる「特例看板」が使用できるが、次の制限等についてはいかがか	203
86	衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報に小選挙区選出議員選挙の候補者の氏名と顔写真を掲載できるか	205
87	校正の段階で選挙公報に誤字を発見した場合どう対処すればよいか	206
88	市議会議員選挙の選挙公報原稿を告示日前に確認した際、次の事例があったが、どのように対応すればよいか	207
89	選挙公報原稿の差替え申請と受付時間はどうか	208
90	選挙公報に不適切な表現があった場合の対応はどうすればよいか	209
91	選挙運動用文書図画を撤去すべき時期はいつか	210
92	選挙運動の出納責任者に選任できない者はいるか	212
93	車上運動員は選挙運動用ピラを配ってもよいか	213
94	ポスター掲示場への掲示作業を業者委託することはできるか	214

95	車上における選挙運動の業者委託はできるか……………	215
96	異なる選挙の候補者が共同で行える選挙運動はあるか……………	216
97	同時に行われる他の選挙への投票依頼を行うことはできるか……………	218
98	A 県知事選挙における次の選挙運動で、違反となるのはどれか……………	221
99	期限までに政見放送の申し込みをしなかった者に、どう対処すべきか……………	222

〔下巻収録内容〕

8. 開票・選挙会
9. 当選人
10. 在外選挙人名簿・在外投票
11. 特別選挙
12. 政治活動
13. 選挙運動収支報告・公費負担
14. 寄附
15. 争訟
16. その他

凡 例

- 法令名・略称については以下の通りです

法……………公職選挙法(昭和25年法律第100号)

令……………公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

規則……………公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)

規正法…政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

住基法…住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

法143^⑩ I ……公職選挙法第143条第16項第1号

- 参考文献

〔逐条解説 公職選挙法 上・下〕

〔選挙関係実例判例集 第17次改訂版〕

全国市区選挙管理委員会連合会編「選挙時報」

1. 選挙管理委員会委員

Q1 選挙管理委員会委員の選挙後初めて行われる委員会の招集は誰が行うか。

任期満了による選挙管理委員会委員の改選が行われ、新任期が始まって初めて開催される委員会は誰が招集するか。

A 選挙管理委員会規程の規定に基づき招集する。

「選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。」(地方自治法188)と規定されている。また、「選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。」(地方自治法187)とされていることから、改選後初めて開かれる委員会は、委員長が決まっておらず、その委員会において選挙されることになる。そのため、改選後に初めて開かれる委員会(委員長を選挙する委員会)を誰が招集するかが問題となる。実例(昭和21年12月27日各地方長官宛)では「(地方自治法第194条に基づく)選挙管理委員会の規程中に規定すべき」とされている。これらを受け、選挙管理委員会規程中に具体的に規定している自治体もある。

例えば、東京都特別区のA区選挙管理委員会規程では「選挙後初めて招集する委員会の招集は、事務局長がこれを行う」と規定され、政令指定都市のX市選挙管理委員会規程では「委員の選挙後最初に行なわれる委員会の招集は、年長の委員が行う」と規定されている。このような具体的な規定がない場合でも「委員長及び委員長の職務を代理する委員がともにいないときは、仮委員長が委員長の職務を行う」、「仮委員長は、年長の委員をもってこれにあてる」などと規定し、対応している場合が多い(各自治体のインターネット例規集2021年6月現在)。

また、前記実例では、選挙管理委員会規程中にそのような規定がない場合は、前任の委員長がその任期中に招集してもよいとしているが、「招集される次期委員は、その時点では法律上委員ではないので、委

員就任の諾否を求めておくべきである」(逐条地方自治法)としている。

関連法令

地方自治法187、188、194

Q₂

選挙管理委員会委員の補欠に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ① 委員のうち2人が欠けたが、補充員が1人しかいない場合は、委員2人と補充員3人の補欠選挙を行う。
- ② 当選した委員のうち1人がその当選を承諾しなかった場合は、同時に選挙された補充員から補欠するのではなく、議会において委員1人の再選挙を行う。
- ③ 委員が1人欠けたが、残っている補充員2人のどちらで補欠しても委員中に同一政党等に所属する者が2人となる場合は、新たに1人の補充員を選挙し、委員を補欠する。

A

②

まず、委員の補欠に関する地方自治法の主な規定等の概要は次のとおりである。

- ア 委員に欠員があるときは、委員長が補充員の中から補欠する。補欠の順序は、選挙の時期が異なれば選挙の前後、選挙が同時ならば得票数、得票数が同じならば「くじ」により定める(地方自治法182③)。
- イ 補充員の選挙は、委員選挙と同時に行われるほか、補充員が全てなくなったときにも行われる(地方自治法182②)。なお、補充員選挙は指名推薦によることもできるが、補充の順序を定めておくことが必要である(昭和21年地方局長通達)。
- ウ アにより補欠を行うと同一政党等に所属する委員が2人以上となるときは、当該補充員は、補充員でないものとみなす。また、補充員の全てがこれに該当するときは、イにかかわらず、臨時に補充員の補欠選挙を行わなければならない(地方自治法施行令135)。